

広報

あしや

No.1119

平成25年
(2013年)

11月1日号

毎月1日・15日発行

Garden City Ashiya

発行/
芦屋市役所(広報国際交流課)
TEL.0797-31-2121/FAX.0797-38-2152
〒659-8501兵庫県芦屋市精道町7番6号
ホームページ
<http://www.city.ashiya.lg.jp/>
メールアドレス
info@city.ashiya.lg.jp



庭園都市芦屋へ



業平公園とモニュメント

業平公園は、国道2号にかかる業平橋東詰の交番の南側にあります。公園中央部には、大きな円形の花壇が設置され、パンタスなどのきれいな花が咲いています。
この公園の南側には、金色の円球を四本の支柱が支えるデザインの市制50周年記念モニュメントがあり、モニュメントの内部には市制100周年に開封するタイムカプセルが埋設されています。

「芦屋高浜 松韻の街」《先着順》分譲受け付け

問い合わせ 「芦屋高浜 松韻の街」友の会事務局
☎0120-666-194/HP <http://www.ashiya-takahama.com/>

■期間 ①11月9日(土)・10日(日)・16日(土)・17日(日)/午前10時～午後5時②(常時)平日/午前10時～午後5時 ■会場 ①分譲地内の現地販売センター ②「芦屋高浜 松韻の街」友の会事務局 ■応募条件 ①土地譲渡契約締結後3カ月以内に、市指定の共同事業者と建物建築請負契約を締結すること ②譲渡契約締結後1年以内に、自己の専用住宅を建設し、入居すること ■支払い等 土地譲渡契約締結までに、契約保証金(譲渡代金の10%)を支払う。さらに、土地譲渡契約締結後3カ月以内(3カ月以内に建物の建築工事に着手する場合は、着工までに、残額(90%)を支払う ■販売代理者(共同事業者) ヤマダ・エスバイエルホーム/セキスイハイム近畿/積水ハウス/大和ハウス工業/パナホーム/ミサワホーム近畿/三井ホーム



	面積/m ² (坪)	土地販売価格(万円)		面積/m ² (坪)	土地販売価格(万円)
1	230.20(69.63)	3,730	68	202.94(61.38)	3,350
2	209.59(63.40)	3,350	69	202.67(61.30)	3,380
3	208.95(63.20)	3,340	76	201.05(60.81)	3,600
4	208.81(63.16)	3,340	81	203.48(61.55)	3,540
5	208.92(63.19)	3,340	84	206.14(62.35)	3,550
6	208.94(63.20)	3,380	96	201.06(60.82)	3,460
7	210.80(63.76)	3,410	97	202.77(61.33)	3,530
10	229.35(69.37)	3,990	108	212.36(64.23)	3,650
11	207.72(62.83)	3,680	109	212.48(64.27)	3,650
12	207.69(62.82)	3,680	110	212.41(64.25)	3,650
14	229.12(69.30)	4,010	111	212.26(64.20)	3,650
18	201.40(60.92)	3,460	119	224.46(67.89)	3,700
19	201.13(60.84)	3,460	121	290.19(87.78)	4,990
22	201.76(61.03)	3,470	123	220.24(66.62)	3,900
26	201.43(60.93)	3,530	124	219.88(66.51)	3,890
37	211.14(63.86)	3,630			

11月9日～15日 秋季全国火災予防運動

問い合わせ 消防本部予防課 ☎38-2098

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させ、財産の損失を防ぐことを目的としています。特に、住宅用火災警報器の設置・維持管理の啓発に取り組みます。また、本市では出火原因の約四割が「放火」もしくは「放火の疑い」です。放火されない環境づくりにご協力をお願いします。

《住宅防火対策》

7つのポイント

- ①寝たばこは、絶対にやめる
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す
- ④逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する
- ⑤寝具・衣類およびカーテンからの火

《特定防火対象物における防火安全対策の徹底》

- ①防火管理体制の充実
 - ②避難施設等および消防用設備等の維持管理の徹底
 - ③防災物品の使用の徹底および防災製品の使用の促進
 - ④建物内のテナントが入れ替わる際は、必ず消防本部予防課と打ち合わせしてください。
- 《消火器等の不適正取引に注意しましょう》

《全国統一防火標語》 『消すまでは心の警報 ONのまま』
《阪神地区統一標語》 『火災から人命を守ろう』